

清水町地域活性化交流施設整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内において民間事業者が行う地域活性化に資する事業に供するために行う交流施設の整備に対し整備費を補助することにより、事業の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、地域活性化に資する事業とは、スポーツ合宿やスポーツ留学を通じた新たなコミュニティの形成を図り地域活性化を目指した事業とし、町長が認めたものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 清水町地域活性化交流施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に登録されている者、若しくは本町に事業所を有する法人
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 整備する施設において、町から他の補助金の交付を受けていない者

(交付対象工事及び補助金額)

第4条 この要綱における交付対象工事は、別記1に掲げる工事とする。

2 この要綱における補助金の額は、交付対象工事に要する費用とし 1,000 万円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 整備をする施設の概要を示す書類
- (2) 申請者の完納証明書の写し又は町税等の滞納がないことを証する書類
- (3) 工事内容を示す図面及び見積書の写し
- (4) 整備を行う交流施設の10年間の事業・収支計画書
- (5) 写真（施工前の状況を撮影したもの）
- (6) そのほか町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請書類等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付事業の変更及び中止)

第7条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた施設整備の工事内容及び工事に要する費用を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）により、届け出をしなければならない。

2 交付決定者は、交付事業を中止しようとするときは、速やかに補助金交付事業中止届（様式第4号）を提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づく変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、補助金交付変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(完了の届出及び調査)

第8条 交付決定者は、交付事業が完了したときは、補助金交付事業完了報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真（施工中及び施工後の状況を撮影したもの）
- (2) 工事費用に係る代金の請求書の写し及び領収証の写し
- (3) そのほか町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず町長が必要と認めるときは、工事状況等について調査を行うことができる。

(補助金の交付額確定)

第9条 町長は、前条第1項に規定する報告書の提出があり、申請内容と相違がないと認めるときは、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

2 町長は前項による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、期限を定めて交付決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき

(3) この要綱の規定に違反したとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）を、当該交付決定者に通知するものとする。

(準用)

第11条 この要綱に定めのない事項については、清水町補助金等交付規則（平成元年清水町規則第10号。以下「規則」という。）を準用する。

(委任)

第12条 この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記1(第4条関係)

- (1) 増築工事(既存の部分に加えて、新たに建物を建築し、床面積を増やす工事)
- (2) 改築工事(既存の部分の一部を取り壊し、当該部分が存した場所に改めて建築する工事)
- (3) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁及び天井等の修繕工事
- (4) 塗装工事
- (5) 給水・排水・ガス及び給湯配管等設備工事
- (6) 建具取替工事
- (7) ふすま、障子の張替及び畳の表替
- (8) 避難設備、防火設備及び換気設備工事
- (9) 屋根を不燃材料でふき替える工事
- (10) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事
- (11) 浴室及びキッチン改修工事
- (12) 段差解消工事
- (13) 手摺設置工事
- (14) トイレ改修工事
- (15) 窓ガラス交換工事
- (16) 内窓設置工事
- (17) 外窓及び玄関断熱ドア取替工事
- (18) 断熱改修工事
- (19) 電気設備工事
- (20) 基礎及び土台の補強工事
- (21) 柱及びはり等について有効な補強工事